

延監公表第6-1号

地方自治法第199条第14項の規定により、延岡市長から令和5年8月から10月までに実施した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年2月6日

延岡市監査委員 野 下 美智江

同 服 部 俊 明

同 中 城 あかね

文書指摘事項に対する措置状況（令和5年8～10月定期監査実施分）

企画部

情報政策課

文書指摘	<p>(1) 契約に関する事務</p> <p>業務委託契約書について、契約保証金の免除条項に誤りがあった。 契約規則第27条第1項第3号で契約保証金を免除しているが、契約相手は本市の登録業者ではないため、3号は適用できない。 契約規則に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和6年1月11日）</p> <p>前回の口頭指摘時に作成した「契約事務に関するチェックシート」が十分に活用されていなかったため、チェックシートの見直しを行い、全課員に対してOJTを実施するとともに、支出負担行為決裁時に確認を行うことを徹底します。</p>

都市建設部

土木課

文書指摘	<p>(1) 財産の管理に関する事務</p> <p>① 道路占用料について、算定誤りが令和4年度分に11件、令和5年度分に10件あった。 道路占用料徴収条例に基づき、適正な算定に努められたい。</p> <p>② 行政財産の目的外使用料、道路占用料及び法定外公共物の占用料について、督促状を発送していないものが、令和4年度分に5件、令和5年度分に12件あった。 債権管理条例及び債権管理条例施行規則に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和5年12月20日）</p> <ul style="list-style-type: none">算定金額算出の際の根拠資料添付と正副担当者のダブルチェックと合わせ、決裁時も算定基礎資料を添付し、更にチェックが可能な手順で業務を行います。行政財産の目的外使用料等に係る一連の事務処理については、マニュアルを再度見直し、担当者の変更などがあっても対応できるように整えます。
	<p>(2) 物品等の管理事務</p> <p>保管されている郵便切手について、現物の数と受払簿の残数が一致しなかった。 適正な管理と定期的な現物確認を行うよう求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和5年12月20日）</p> <p>郵便切手等受払簿において、払い戻しの管理不足も見受けられることから、受払い者の確認欄の追加及び係長確認欄の追加を行いました。</p>

北川総合支所

地域振興課

文書指摘	<p>(1) 歳入事務</p> <p>歳入調定の起票遅れが、令和5年度分に34件あった。 財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和5年12月19日）</p> <p>財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理が行われるよう、スケジュールを立て、事前に確実に準備を行うと共に、複数で確認を行っていきます。</p>

上下水道局

業務課・下水道課

文書指摘	<p>(1) 契約に関する事務</p> <p>業務委託契約について変更することができない予定価格を変更して随意契約を締結したものが、令和4年度分に2件あった。 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号により随意契約を締結する場合は同条第2項において、「契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。」と定められているが、予定価格を変更して随意契約を締結していた。 地方公営企業法施行令に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和5年8月28日）</p> <p>随意契約で発注する際の事務手続きに、新たに「チェックシート」の作成と決裁文書への添付を追加し、決裁者までのすべての職員が事務処理の確認を徹底することで、適正に契約事務手続きを進めることができるよう改善しました。</p>
	<p>(2) 財産の管理に関する事務</p> <p>法定外公共物の占用許可について、占用料の算定誤りが、令和4年度分に1件あった。 準用河川占用料等徴収条例に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。</p>
	<p>措置内容（措置日：令和6年1月4日）</p> <p>占用許可申請等を受理した際は、最新の関係資料（延岡市道路占用料徴収条例、延岡市準用河川占用料等徴収条例、延岡市財産取扱説明書など）を十分に確認しながら、正確な使用料の算定に努めるとともに、業務引継ぎの際などには、担当者間での注意事項伝達を行うように致します。</p>